地域密着型通所介護(総合事業通所型)重要事項説明書

通所介護サービスの契約締結にあたっては、「地域密着型通所介護重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願い致します。

なお、心身の状況により、署名等又はご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の立会いのうえで、ご契約をお願いいたします。

１．　サービスの提供主体

法人名	株式会社　どらせな
代表者	代表取締役　小柳　正夫
所在地	横浜市港北区師岡町 536-1
電話番号	TEL　045-717-6595　　FAX　045-717-6596

２．　事業所運営の基本方針

要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

３．　地域密着型通所介護サービスを提供する事業所の概要

横浜市より通所介護事業所の指定を受け、次の体制のもとに地域密着型通所介護サービスを提供いたします。

(1)　　事業所の概要

事業所名	しあわせのき
介護保険指定番号	地域密着型通所介護事業所　1470902998 号
管理者	小柳　正夫
所在地	〒222-0002　横浜市港北区師岡町 536-1
電話番号	TEL　045－717－6595　　FAX　045－717－6596
事業所営業日 営業時間	月曜～土曜の 9 時 15 分～17 時 15 分 （12 月 29 日～1 月 3 日は除く）
サービス提供時間	9 時 40 分～15 時 50 分
通常のサービス 提供地域	港北区　鶴見区　神奈川区

(2) 事業所の職員体制（人数）

職種	資格	人員		
		常勤	非常勤	合計
管理者	社会福祉主事任用 介護福祉士	1人		1人
生活相談員	社会福祉主事任用 精神保健福祉士	1人	1人	2人
	介護福祉士	1人	2人	3人
機能訓練指導員	（兼務）		2人	2人
介護職員	介護福祉士	1人	3人	5人
	初任者研修修了者 （旧1～2級修了者）		1人	
	無資格		1人	
合計		1人	9人	9人

4． サービス内容

（1） 地域密着型通所介護サービス計画の作成
（2） 生活指導（相談援助等）
（3） 機能訓練
（4） 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
（5） 健康状態の確認
（6） 給食
（7） 入浴

5． 地域密着型通所介護サービスの利用料

(1) 自己負担額
利用料は、介護保険法の定める介護報酬の額をもとに計算され、通所介護サービス費用の1割2割若しくは3割が利用者負担となります。
(2) 利用料の変更
介護保険法等の改正により、利用料が変更になる場合は、文書等でお知らせします。
(3) 利用料の金額例
ご負担いただく具体的な金額については、別紙でご確認ください。
（4）要介護認定前のサービスの実施
要介護認定の申請日以降、要介護認定前でもサービスをご利用できます。但し、認定結果によって利用額が利用限度額を超えた場合、その超えた金額は、ご利用者に負担していただくことになります。

6． サービスの利用を中止する場合のキャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合の取扱いは下記のとおりとなります。

区分	キャンセル料
① 利用日の2日前までにご連絡をいただいた場合	無料
② 利用日の2日前までにご連絡がなかった場合	実費負担分900円をお支払頂きます。

7． 健康上の理由によるサービスの中止

（1） 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

（2） 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。

（3） サービスご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振り替えることができませんので、ご了承ください。

８． 利用料の支払い方法

利用料は、当月 1 日から末日までの合計額を、翌月 27 日にご指定の金融機関の預金口座より、自動引落によるお支払いとなります。（振込、直接持ち込みの場合もあります)、

９． サービスのご利用方法

（1）サービスの利用及び契約

直接相談窓口に来ていただくか、相談窓口の電話番号にお電話ください。ご利用者ご本人、ご家族に来所していただき、サービス内容をご説明し、活動の様子を見学していただきます。サービス提供の依頼を受けた後、事業所の職員がご自宅に伺い、重要事項や介護保険制度のご説明後に「地域密着型通所介護契約」の締結を行い、通所介護サービスの提供を開始させていただきます。但し、要介護認定を受けておられない場合又は居宅介護支援契約が未了の場合は、要介護認定の手続き又は居宅介護支援契約の締結についてご支援をいたします。

⑵ 契約の開始及び期間

契約は、「地域密着型通所介護契約」の締結日以降に到来する居宅サービス計画に基づくサービス実施日が開始日となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。但し、ご利用者から、終了することのお申し出がない場合には、次回の要介護状態区分の有効期間満了日まで自動的に更新されます（以後も同様の取扱いとなります)。

(3) 契約の終了

ア. ご利用者のご都合で契約を終了する場合

ご利用者は、事業所に通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

イ. 事業所の都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への通所介護サービスの提供を終了させていただく場合には、終了する 1 ヵ月前までに事業所より、文書でお知らせするとともに、サービスが中断しないよう、地域の他の通所介護事業者を紹介させていただく等の必要とする支援を行います。

ウ. 自動終了となる場合

次の場合は、自動的に契約は終了となりますのでご了承ください。

① 居宅サービス計画において、地域密着型通所介護サービスの位置付けが無くなった場合。

② ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。

③ ご利用者がお亡くなりになられたとき。

エ. その他

① 当事業所は、正当な理由がなく、通所介護サービスの提供を拒否することはありません。

ただし、次の場合は、通所介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに保険者（市区町村）に連絡いたします。

・介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。
・偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。

② ご利用者がサービス利用料金の支払いを 2 ヵ月以上遅延し、催促したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族が当事業所やその従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにサービスを終了させていただく場合があります。

(4) 介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携

サービスの提供にあたり、担当の介護支援専門員との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡し、調整いたします。

１０．個人情報の保護

⑴ 情報の保護および利用の制限

当事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

⑵ 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア. 法令に基づく場合

イ. 生命、身体又は財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき

ウ. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすと判断したとき

⑶ 守秘義務の継続

守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も遵守いたします。

１１．緊急時及び事故発生時の対応

(1) サービスの提供中に、ご利用者の容体の変化等があった場合は、医療機関及びご家族並びに必要と判断される関係者等に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

(2) ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者（市区町村）にも連絡し、事故の原因を解明するとともに再発を防ぐための対策を講じます。

(3) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

１２．禁止行為

(1) 地域密着型通所介護従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為（ただし、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書等の預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(2) 利用者

金銭および高価な装飾品、高価な時計等の携行

１３．サービス内容に関する相談・苦情等の対応体制

次の事項について、ご相談や苦情等がある場合、事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

ア．事業所が提供するサービスについて

イ．居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについて

下記の苦情担当者にご連絡ください。

（当社の苦情相談窓口）

しあわせのき ０４５－７１７－６５９５	管理者　　小柳　正夫

（行政の相談窓口）

お住まいの市、区役所の介護保険担当窓口です。

区市町村等	担当部署	連絡先電話番号
港北区	高齢障害支援課	０４５―５４０―２３２７
神奈川区	高齢障害支援課	０４５―４１１―７１１０
鶴見区	高齢障害支援課	０４５―５１０―１７７０
横浜市	介護事業指導課	０４５―６７１―２３５６

（国民保険連合会の苦情相談窓口）

介護苦情相談課	専用電話	０５７０－０２２１１０

（その他）※上記窓口で納得がいかない場合

横浜市福祉調整委員会	０４５―６７１―４０４５

１４.相談・苦情対応方法

ア．相談・苦情のお申し出があったときは、お申し出の内容について、真摯に受け止め、懇切丁寧に対応いたします。

イ．お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。

ウ．対応結果につきましては、文書又は口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

サービス提供開始にあたり、お客様に契約書及び本書面に基づき重要事項を説明、契約書一式として交付致します。